

生駒市条例第52号

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用に関する標識）

第17条 道路法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。